

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：児童福祉法等の一部を改正する法律案

規制の名称：保育士確保のための体制の整備 等

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：こども家庭庁成育局保育政策課、成育基盤企画課、支援局虐待防止対策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課、特別支援教育課

評価実施時期：令和7年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）

i

（該当理由）

- ・ 本改正によって事業者に対する金銭的な負担は年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計※されるもの（様式 2—①） ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式 2—①）

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るため地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満三歳以上の児童への拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員による虐待に関する都道府県知事等への通報義務等の創設、児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の規定の整備、一時保護の委託を受けることができる者の登録制度の創設等を行う。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

保育に関する体制の整備について、共働き世帯の割合が増加する中で保育士の人材需要は他業種と比較し高く、早急に保育士を確保するための施策を講ずることが必要である。また、保育士確保の課題は全国の地

方公共団体に共通するものであるが、保育士不足の状況は地方公共団体間で差が見られる。この点、特に保育士需要が高く、保育士の不足が見込まれていた国家戦略特別区域において認められてきた特別の資格制度について、他の地方公共団体からも当該制度の展開について要望がなされていることや、国家戦略特別区域諮問会議において早期の全国展開について決定（令和5年12月26日）されている。

虐待対応の強化について、近年、保育所等において職員による虐待事案が発生したにもかかわらず対応が遅れた事例があった。この点、児童養護施設や障害児施設、高齢者施設については職員による虐待について発見時の通報義務等の仕組みは設けられているにもかかわらず、保育所等においては同様の仕組みが設けられていないこと等が要因の1つとして考えられるところ、保育所等の職員による虐待に関する規定を整備する必要がある。また、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、一時保護をされる児童の5割弱については、児童相談所の一時保護施設以外の施設等に一時保護委託がなされており、一時保護委託先についても、虐待等で傷ついたこどもが安心して生活でき、適切なケアが図られるよう、質の担保を図る必要がある。

さらに、一時保護児童と保護者との面会等制限について、保護者との面会等が児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きい場合、その制限が児童の安全確保等のために必要となる局面が想定される。この点、児童虐待を行った疑いのある保護者の面会等を制限した児童相談所等の措置が、法律上の根拠を欠くものとして違法と認められた判決（令和5年8月30日大阪高等裁判所判決）があったこと等を踏まえ、児童虐待を行った疑いがある保護者の面会等の制限等に関する規定を整備する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

上記課題を解消するために、①地域限定保育士の一般制度化、②3～5歳のこどもを対象とする小規模保育事業の創設、③保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を課すこと、④一時保護委託の登録制度を創設すること、⑤一時保護中の児童の面会等制限に関する児童相談所長の権限の規定の整備を行うこととする。

①②により保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るとともに、③～⑤により虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図ることができる。

※ なお、⑤の改正については、虐待の疑いがある保護者から児童を迅速に保護するという児童の権利確保を目的とした改正であり、虐待の疑いがある保護者の面会通信を制限することは目的ではなく、児童の権利確保の反射的なものである。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

地域限定保育士制度の創設により、特に保育人材が不足するおそれ大きい地方公共団体が、業務が可能な地域を当該地方公共団体の管轄区域に限定して資格取得の機会を増やすことが可能となり、より効果的に保育人材の確保を図ることができるようになる。

都道府県知事や市町村長が事業者等へ認可、確認、又は登録の申請や届出を提出させ、また保育所等の職員による虐待に関する通報義務規定や都道府県等による必要な事実確認等の措置規定の創設等により、必要に応じて調査や改善命令等を行うこと等を通じて事業実施者等を監督することが可能となり、事業や一時保護について、不適切な実施をしている場合の是正（施設内における虐待の隠蔽リスクの減少等）が可能となり、事業の質の担保が図られるとともに、こどもが安心して生活できるようになり、児童の生命や身体の安全が図られることとなる。また、一時保護の実施者等についても、行政官庁の監督により、健全

な一時保護の運営が担保され、その円滑な実施が図られることとなる。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

地域限定保育士になろうとする者は、まず地域限定保育士試験を受験する必要がある、その際に受験手数料として金銭的負担が生じる。また、地域限定保育士試験に合格した者が地域限定保育士として認定地方公共団体の管轄区域内で保育の業務に従事する場合には認定地方公共団体の登録を受ける必要がある、その際には登録手数料として金銭的負担が生じる。なお、一定の勤務経験を有する地域限定保育士は登録後3年経過後に通常の保育士となることができるが、そのためには通常の保育士として改めて登録を受ける必要がある（元の地域で勤務し続ける場合は地域限定保育士のまま勤務可能）。

（参考：地域限定保育士登録に係る手数料の額については未定であるが、令和5年度の国家戦略特区地域限定保育士に係る受験費用・登録費用は、48,509,200円（12,700円（一人当たりの受験手数料）×3,562人＋4,200円（一人当たりの登録手数料）×779人）である。なお、合格年度の翌年度以降に登録することがあるため、両者は完全には対応していない。）

3～5歳のこどもを対象とする小規模保育事業を実施する事業者、保育所等において虐待を受けたと思われる児童を発見した者及び一時保護委託を受ける者は、認可、確認（小規模保育事業）や通報（保育所等における虐待）、登録の申請（一時保護委託）が必要となるが、これらの方法を限定せず、オンラインによる提出や電話による通報等を可能とするなど、簡素な内容とする予定であるため、金銭的な負担額はほぼ発生しないことが見込まれる。

<行政費用>

行政機関は、地域限定保育士の試験実施・登録や、小規模保育事業に係る認可及び確認、虐待通告、一時保護委託を受けるための登録の申請に対応する際等の事務負担等は発生する。ただし、例えば、保育所等において虐待を受けたと思われる児童を発見した者から通報を受ける場合には、既に児童虐待や被措置児童等虐待に係る通報窓口を設けている場合に、虐待通報の一元化を図るなど、事務負担軽減を図ることも可能と考えられる。なお、その他特有のシステム開発や事業の実施は法令上要しないため、追加の金銭的負担は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

□具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

□遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

□参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

□他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

□その他

（具体の理由： ）

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

（主な意見内容）

- ・地域限定保育士試験について、年２回から年３回となることで、受験機会の拡大により、保育士確保に有効であるとする。全国試験と合格科目の引継ぎができることから、県外からの受験者も多く、全国的にニーズがあるとする。等
- ・保育所等の虐待について、通報義務の創設に伴う自治体の対応について、ガイドライン等による具体化を図るべき、また、通報窓口の周知や通報者の保護など、通報しやすい環境の醸成を図るべき等
- ・一時保護委託先の確保に支障が生じない制度設計とすべき等

＜関連する会合の名称、開催日＞

○国家戦略特区ワーキンググループ（令和６年１１月２７日）

[議事録 国家戦略特区ワーキンググループ](#)

○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会（第８回）（令和６年１２月１９日）

[議事録 子ども・子育て支援等分科会（第８回）](#)

○こども家庭審議会児童虐待防止対策部会（第５回）（令和６年１２月２６日）

（議事録未公表）

○中央教育審議会初等中等教育分科会（第１４７回）（令和７年１月２８日）

（議事録未公表）

＜関連する会合の議事録の公表＞

○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会（第４回）（令和５年１２月６日）

[議事録 こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会（第４回）](#)

○国家戦略特区ワーキンググループ（令和５年１１月２８日）

[議事録 国家戦略特区ワーキンググループ](#)

○国家戦略特区ワーキンググループ（令和５年１１月１４日）

[議事録 国家戦略特区ワーキンググループ](#)

○子ども・子育て支援等に関する企画委員会（第２回）（令和５年１１月７日）

[議事録 子ども・子育て支援等に関する企画委員会（第２回）](#)

○子ども・子育て支援等に関する企画委員会（第１回）（令和５年１０月３１日）

[議事録 子ども・子育て支援等に関する企画委員会（第１回）](#)

○保育士資格等に関する専門委員会（第２回）（令和５年１１月２７日）

[議事録 保育士資格等に関する専門委員会（第２回）](#)

○保育士資格等に関する専門委員会（第１回）（令和５年１０月１９日）

[議事録 保育士資格等に関する専門委員会（第１回）](#)

○こども家庭審議会児童虐待防止対策部会（第４回）（令和６年６月２５日）

[議事録 こども家庭審議会児童虐待防止対策部会（第４回）](#)

【新設・拡充】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・見直し（検討）条項（期限５年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和１２年度であり、それまでに事後評価を実施予定。